

# I. 事業報告

## 1. 事業の概要

当財団は、生化学及び有機化学等の分野における研究助成等を行なうことで、科学技術の振興を図っております。平成28年度は研究助成事業を行ないました。

### (1) 平成 27 年度研究助成対象者の研究成果発表会

平成 28 年 4 月 22 日に、大阪科学技術センターにて、平成 27 年度研究助成対象者 20 名による研究成果発表会並びにポスターセッションを開催しました。当日は、約 160 名の参加を得ました。研究成果発表者は、V. 研究助成対象者一覧表を参照ください。

### (2) 平成 27 年度研究助成対象者の研究報告集 vol.27 の刊行と配布

平成 27 年度の研究成果に関し、平成 28 年 8 月に「研究報告集 vol.27」を刊行し、大学及び学会等諸団体を含め約 300 冊を配布いたしました。

### (3) 平成 28 年度研究助成金及び長瀬研究振興賞贈呈式

#### ① 研究助成

全 20 件で合計 5,000 万円の助成を実施し、予算額 5,000 万円に対し、100%の実行となりました。

#### ② 研究助成金及び長瀬研究振興賞贈呈式

平成 28 年 4 月 22 日に、大阪科学技術センターにて、平成 28 年度研究助成金及び長瀬研究振興賞贈呈式を開催し、研究助成対象者 20 名に助成金目録と付随する長瀬研究振興賞と楯を授与しました。研究助成対象者には、助成対象となった研究にかける「夢」を語っていただきました。研究助成対象者は、V. 研究助成対象者一覧表を参照ください。

### (4) 平成 29 年度研究助成の募集と選考

#### ① 募集

平成 29 年度研究助成について、平成 28 年 8 月にホームページ、学会誌及び全国の各大学等の研究機関に募集案内を送付して、募集を開始しました。平成 28 年 11 月 14 日で締切り、応募数総数は、394 件でした。(詳細は、下表のとおり)

分野	平成 29 年度分応募数	
	件数	%
生化学	229	58
有機化学	165	42
合計	394	100

#### ② 選考

平成 28 年 12 月より選考を進め、平成 29 年 2 月 11 日に選考委員会を開催、平成 29 年度研究助成対象者の採択候補案 20 件を選考しました。平成 29 年 3 月 2 日の理事会にて、平成 29 年度研究助成候補者の決定を行ないました。

## 2. 主要業務日程

平成 28 年	
4 月 1 日	平成 28 年度の研究助成対象者の決定通知および発表
4 月 22 日	通常理事会の開催 ・ 前年度事業報告及び決算書の承認
4 月 22 日	臨時評議員会の開催
4 月 22 日	平成 27 年度研究助成対象者による研究成果発表会
4 月 22 日	平成 28 年度 研究助成金及び長瀬研究振興賞贈呈式 20 件(生化学 12 件、有機化学 8 件)、各 250 万円(計 5,000 万円)を助成
6 月 10 日	定時評議員会の開催 ・ 前年度事業報告及び決算書の承認
6 月 13 日	臨時理事会の開催 ・ 長瀬産業株式会社株式に対する株主権行使の承認
6 月 20 日	臨時評議員会の開催 ・ 長瀬産業株式会社株式に対する株主権行使の承認の報告
6 月 27 日	内閣府に平成 27 年度事業報告及び決算報告書を提出
8 月 1 日	次年度研究助成募集要綱を公開。 主要大学・学会・過去助成者等へ配布、配信(約 750 件)
8 月 1 日	ホームページをリニューアル
8 月 16 日	臨時理事会の開催 ・ 評議員会議長の選任
8 月 29 日	臨時評議員会の開催 ・ 評議員会議長の選任
8 月 29 日	理事長と評議員・理事・選考委員の意見交換会を開催(東京)
8 月 31 日	平成 27 年度版「研究報告集」を発刊し、主要大学等へ配布(約 300 冊)
9 月 1 日	平成 29 年度研究助成への応募受付開始
11 月 14 日	平成 29 年度研究助成への応募受付締切 394 件の応募(生化学 229 件、有機化学 165 件)
11 月 26 日	選考委員会を開催 選考ガイドライン、方針を決定
平成 29 年	
2 月 11 日	選考委員会を開催 ・ 平成 29 年度研究助成候補者の選考 ・ 次年度募集要項の決定
3 月 2 日	通常理事会の開催 ・ 平成 29 年度事業計画及び収支予算書の承認 ・ 平成 29 年度研究助成者(候補者)の決定
3 月 2 日	臨時評議員会の開催 ・ 平成 29 年度事業計画及び収支予算書の承認

#### 4. 附属明細書

平成 28 年度の事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書に記載すべき、「事業報告の内容を補足する重要な事項」はない。